

介護老人保健施設幸寿苑

(介護予防) 通所リハビリテーションのご案内

(重要事項説明書)

1. 施設概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 幸寿苑
- ・開設年月日 平成7年6月20日
- ・所在地 大和郡山市城南町2-13
- ・TEL 0743-54-5011
- ・FAX 0743-54-5021
- ・管理者 塚口眞理子
- ・介護保険施設指定番号 (2950280079号)

(2) 施設の職員体制

- ・常勤の医師 1名
- ・介護職員 7名以上
- ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、支援相談員、管理栄養士等を法的基準に沿った形で配置しています。

(3) 従業者の職務内容

- ・管理者は、幸寿苑従事者の総括管理、指導を行う。
- ・医師は、利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ・看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか利用者様の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- ・介護職員は、利用者様の(予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- ・理学療法士・作業療法士等は、医師や看護師・介護職員等と協働してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ・管理栄養士及び栄養士は、利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ・支援相談員は、利用者様及びそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村、居宅介護支援事業所及び他の介護サービス事業所との連携を図り、スムーズなサービスの提供が受けられるよう努める。
- ・事務員は、施設全般の事務処理や施設管理を行う。

(4) 提供するサービス内容

・(介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成

- ① 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② 作成した通所リハビリテーション計画の内容について、通所者又はその家族に対して説明し文書により同意を得ます。
- ③ 通所リハビリテーション計画を作成した際には、通所者又はその家族に交付します。
- ④ 計画作成においても、通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行い、定期的或いは必要に応じて介護計画の変更を行います。

・利用者居宅への送迎

事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業者までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車椅子又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

・日常生活上の世話

- ① 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。
また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
- ② 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
- ③ 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ④ 介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
- ⑤ 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子への移乗の介助を行います。
- ⑥ 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

・リハビリテーション

- ① 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
- ② 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
- ③ 利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師が専門知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。

・その他

利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(5) 利用定員

利用定員数は70名です。(介護予防含む)

(6) 営業日及び営業時間

毎週月曜日から土曜日までの6日間。

但し、1月1日から1月3日は休業とします。
営業時間は午前8時30分から午後5時までです。
(サービス提供時間 9:50~16:00)

(7) 通常の事業の実施地域

大和郡山市全域(但し、近隣地域につきましては相談可能です。)

(8) 利用料金等

別紙料金表参照願います。

2. (介護予防) 通所リハビリテーションの目的と運営方針

(介護予防) 通所リハビリテーションは、看護・医療の管理の下での介護や機能訓練、その他日常生活のお世話などのサービスを提供することで、社会的孤立や閉じこもりの解消、心身の機能維持・向上並びにご家族の介護負担の軽減を図れるよう在宅ケアを支援することを目的としています。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【幸寿苑(介護予防)通所リハビリテーションの運営方針】

- ・利用者様の意志及び人格を尊重します。
- ・個別のケア計画及びリハビリテーション計画を作成し、これに基づいたサービスの提供を行います。
- ・住み慣れた自宅での生活が継続出来るよう、地域に開かれたサービスの提供に努めます。

3. 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止についての指針を定め、体制を整備します。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、利用者様に対し必要な措置を行うとともに、利用者様や扶養者様が指定する連絡先及び市町村等にすみやかに報告致します。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

4. 緊急時の対応

当施設ご利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者様及び扶養者様が指定する連絡先にすみやかに報告致します。

5. 身体拘束

当施設は、原則として利用者様に対し身体拘束を廃止しています。但し、当該利用者様または他の利用者様の生命や身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師や現場責任者が利用者様やそのご家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由及び拘束の時間、期間等を説明、ご理解を得、併せてその内容を診療録に記載します。

6. 虐待防止

当施設は、利用者様の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ・虐待等を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ・利用者様及びその家族様からの苦情対応体制を整備します。
- ・必要に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
- ・その他虐待等防止のために必要な措置を講じます。

7. 記録

当施設は、利用者様の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を『サービス提供の日から5年間』保管し、秘密保持に努めます。

また、利用者様から記録の閲覧、謄写を求めた場合、原則としてこれに応じます。但し、扶養者様、その他の方（利用者様の代理人を含む）に対しては、利用者様の承諾その他、必要と認められる場合に限りこれに応じます。

8. 苦情相談窓口

- ・介護老人保健施設 幸寿苑

事務長 岩田 哲男

☎0743-54-5011

- ・大和郡山市役所 介護福祉課

☎0743-53-1151

- ・奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険指導推進係

☎0120-21-6899

9. 協力（歯科）医療機関

田北病院（併設） 大和郡山市城南町2-13

10. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対を行います。

- （1）防火管理者には事業所管理者またはそれに準ずる者を充てます。
- （2）管理責任者には専らその部屋を使用する各部署の所属長またはそれに準ずる者を充てます。
- （3）非常災害用の設備点検は契約保守に依頼します。点検の際は、防火管理者が立会います。
- （4）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- （5）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために自営消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- （6）防火管理者は従業員に対して防火教育、防火訓練を実施します。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） … 年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を実施）

②非常災害設備の使用方法的徹底 … 年2回以上

③その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

1 1. 第三者評価

第三者評価は実施していません。

以上

附則	平成23年2月1日改定	<u>4. 緊急時の対応</u> の追加
附則	平成24年4月1日改定	<u>6. 苦情相談窓口</u> 変更前：事務長 松田純一 変更後：事務長 岩田哲男
附則	平成25年8月15日改定	<u>1. (2) 施設の職員体制</u> 変更前：理学療法士又は作業療法士 変更後：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 <u>8. 非常災害対策(6)②</u> 変更前：随時 変更後：年2回以上
附則	平成27年9月1日改定	<u>1. (3) 利用定員</u> 変更前：利用定員数60名 変更後：利用定員数70名
附則	平成28年2月1日改定	<u>1. (3) 従業者の職務内容</u> の追加
附則	平成29年4月1日改定	<u>1. 6 記録</u> の追加
附則	平成29年5月1日改定	<u>1. (5) サービス提供時間</u> 変更前：9：50～16：00 変更後：8：30～16：00
附則	平成30年6月1日改定	<u>1. (5) サービス提供時間</u> 変更前：8：30～16：00 変更後：9：50～16：00
附則	平成30年11月1日改定	<u>10. 第三者評価</u> の追記
附則	令和4年4月1日改定	<u>6. 虐待防止</u> の追記

附則 令和5年4月1日改定

1. (10) 管理者を竹下修治から
塚口真理子に変更

附則 令和6年1月1日改定

1. (4) 提供するサービス内容を追加
本件追加により (4) から (7) を
(5) から (8) に変更する。